

山口県報

令和3年
3月30日
(火曜日)

目次

○規則

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………一
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………五
- 指定介護老人福祉施設（長寿社会課）の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………九
- 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部……………二



指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十六号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第二十章 雑則（第二百四条）」に改める。

第五条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第六条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第八条第一項中「もの（以下）」の下に「この条において」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（衛生管理等）

第八条の二 指定訪問介護事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に対し、周知徹底を図ること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

（虐待の防止）

第八条の三 指定訪問介護事業者は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に対し、周知徹底を図ること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第二十九条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十三条の見出し中「連携」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物に居住する利用者に対して指定訪問介護の提供を行っている場合には、当該建物に居住する利用者以外の地域の要介護者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第三十六条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者により指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第四十二条中「第五条、」及び「第五条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と」を削り、「第十九条、第二十九条から第三十一条まで及び第三十二条」を「第八条の二第一号及び第三号、第八条の三第一号及び第三号、第十九条並びに第二十九条第一項」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第五十四条中「条例」と、「の下に「第八条の二第一号及び第三号並びに第八条の三第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と」を加え、「第二十九条中」を「第二十九条第一項中」に改める。

第五十六条に次の一項を加える。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第六十条に次の一項を加える。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議に利用者又はその家族が参加する場合において、当該リハビリテーション会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を使用して行おうとするときは、当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第六十二条中「条例」と、「の下に「第八条の二第一号及び第三号並びに第八条の三第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と」を加え、「第二十九条中」を「第二十九条第一項中」に改める。

第六十四条に次の一項を加える。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第六十八條第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報の提供又は助言を行うこと。

五 前号の情報の提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号の規定によるサービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、提供する情報又は助言の内容を記載した書面を交付して行うこと。

第六十八条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師による指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うこと。
- 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上

必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 指定居宅療養管理指導を提供したときは、それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第六十九条中「条例」と、」の下に「第八条の二第一号及び第三号並びに第八条の三第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、」を加え、「第二十九条中」を「第二十九条第一項中」に改める。

第七十一条に次の二項を加える。
4 指定通所介護事業者は、通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。
第七十三条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。
第七十九条の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）
第七十九条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物に居住する利用者に対して指定通所介護の提供を行っている場合には、当該建物に居住する利用者以外の地域の要介護者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
第八十条中「第三十二条から」を「第三十二条、」に、「第二十九条から第三十一条

まで、第三十二条中」を「第八条の二第一号及び第三号、第八条の三第一号及び第三号並びに第二十九条第一項中」に改める。

第九十八条に次の一項を加える。
2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第七十一条の見出しを「（衛生管理等）」に改め、同条に次の一項を加える。
2 指定通所リハビリテーション事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
三 通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

第七十一条第三項の下に「から第五項までの規定」を加える。
第七十一条第三項の下に「から第五項までの規定」を加える。
第七十一条第三項の下に「から第五項までの規定」を加える。

第五 介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
第六 利用定員が二十人未満の併設事業所にあつては、前二項の規定にかかわらず、生活相談員、介護職員及び看護職員を常勤で配置しないことができる。

第七 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員の配置を要しない場合においても、利用者の状況に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。
第八十条に次の一項を加える。

2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第二百二十一条中「第二十九条中」を「第八条の二第一号及び第三号、第八条の三第一号及び第三号並びに第二十九条第一項中」に改め、「第七十一条第三項」の下に「から

第五項までの規定」を加える。

第二百二十二条第一項中「同条第三項」の下に「から第五項までの規定」を加える。
第二百二十三条第一号イ(2)中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)後段を削る。

第二百三十一条に次の一項を加える。

2 指定短期入所療養介護事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第二百四十一条中「第八条から」を「第八条、第八条の三から」に、「第二十九条中」を「第八条の三第一号及び第三号並びに第二十九条第一項中」に改め、「第七十一条第三項」の下に「から第五項までの規定」を加え、「第一百一十一条第三項第三号」を「第一百条第二項第一号及び第三号中」通所リハビリテーション「事業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第一百一十一条第三項第三号」に改める。

第二百四十二条第一項中「同条第三項」の下に「から第五項までの規定」を加える。
第二百五十一条に次の二項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。
第二百五十三条に次の一項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第二百五十五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定特定施設入居者生活介護事業者は、条例第七十条の契約を締結するとき、書面により行わなければならない。

第六十六条中「第九条、第十条」を「第八条の二から第十条まで」に、「第二十九条中」を「第八条の二第一号及び第三号、第八条の三第一号及び第三号並びに第二十九条第一項中」に改める。
第七十条に次の一項を加える。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。
第七十四条中「第九条、第十条」を「第八条の二から第十条まで」に、「第二十九条中」を「第八条の二第一号及び第三号並びに第八条の三第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二十九条第一項中」に改め、「同条第四項」の下に「から第六項までの規定」を、「第一百五十五条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項中「介護居室」を「同条第三項中「介護居室」に、「及び同条第三項」を「及び同条第四項」に改める。
第七十七条に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。
第七十九条に次の一項を加える。

2 第八条の二の規定は、指定福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。
第八十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
第八十七条中「第八条から」を「第八条、第八条の三から」に、「及び第二項」を「第二項及び第五項」に改め、「条例」と、「の」の下に「第八条の三第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「を」、「利用」と」の下に「同条第五項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第九十五条中「及び第二項」を「第二項及び第五項」に改め、「条例」と、「の」の下に「第八条の二第一号及び第三号並びに第八条の三第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「を」、「利用」と」の下に「同条第五項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。
本則に次の一章を加える。

第二十章 雑則

(電磁的記録等)

第二百四条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行う

ことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、契約その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定（第八条（第四十二条（第二十条において準用する場合を含む。）、第五十四条、第六十二条、第六十九条、第八十条（第九十七條第三項及び第二百一条において準用する場合を含む。）、第四百四條、第四百二十一條（第二百二十八條、第九十八條第三項及び第二百二條第六項において準用する場合を含む。）、第四百四十一條（第四百八十八條において準用する場合を含む。）、第五百五十五條第四項（第七十四條において準用する場合を含む。）、第九百九十五條、第九百九十六條第二項及び第九百九十九條第五項において準用する場合を含む。）を除く。）において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を含む。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二百二十三條第一号イ(3)の要件を満たすものについては、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二百二十三條第一号イ(3)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一

部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十七号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第十九章 雑則（第九百九十三條）」に改める。

第三十七條の二に次の二項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第三十八條に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第三十九條の二第一項中「もの（以下）の下に「この条において」を加え、同条の次に次の二條を加える。

（衛生管理等）

第三十九條の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、周知徹底を図ること。

- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

(虐待の防止)
第三十九条の二の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。
第四十三条の二に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っている場合には、当該建物に居住する利用者以外の地域の要支援者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十四条の次に次の一条を加える。
(勤務体制の確保等)
第四十四条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等により指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に対し、その資質の向上のために必要研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されること

がないよう必要な措置を講じなければならない。
第四十五条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第五十五条中「第三十七条の二、」及び「第三十七条の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」とを削り、「条例」と、」の下に「第三十九条の二の二第一号及び第三号並びに第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、」を加え、「第四十三条の二」を「第四十三条の二第一項」に改める。
第五十七条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。
第六十一条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議に利用者又はその家族が参加する場合において、当該リハビリテーション会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を使用して行おうとするときは、当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。
第六十三条中「第三十七条の二、」を削り、「まで及び」を「まで、第四十四条の二及び」に改め、「第三十七条の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」とを削り、「条例」と、」の下に「第三十九条の二の二第一号及び第三号並びに第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、」を加え、「第四十三条の二」を「第四十三条の二第一項」に、「読み替える」を「第四十四条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士等」と読み替える」に改める。
第六十五条に次の一項を加える。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。
第六十九条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは

介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報の提供又は助言を行うこと。

五 前号の情報の提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号の規定によるサービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、提供する情報又は助言の内容を記載した書面を交付して行うこと。

第六十九条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師による指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 指定介護予防居宅療養管理指導を提供したときは、それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第七十条中「第三十七条の二、」を削り、「まで及び」を「まで、第四十四条の二及び」に改め、「第三十七条の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」とを削り、「条例」と、」の下に「第三十九条の二の二第一号及び第三号並びに第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、」を加え、「第四十条の二」を「第四十三条の二第一項」に、「読み替える」を「読み替える」に改める。

第八十五条の二に次の二項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に

係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第八十七条に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第八十九条の見出しを「（衛生管理等）」に改め、同条に次の一項を加える。
2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

第九十四条中「第三十九条の二から」を「第三十九条の二、第三十九条の二の三から」に改め、「条例」と、」の下に「第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、」を加え、「第四十三条の二」を「第四十三条の二第一項」に改める。

第九十五条第四項中「並びに介護職員及び看護職員のそれぞれ」を削り、同項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

5 介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 利用定員が二十人未満の併設事業所にあつては、前二項の規定にかかわらず、生活相談員、介護職員及び看護職員を常勤で配置しないことができる。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員の配置を要しない場合においても、利用者の状況に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第九十八条に次の一項を加える。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に定める運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第二百二十二条中「第四十三條の二」を「第三十九條の二の二第一号及び第三号、第三十九條の二の三第一号及び第三号並びに第四十三條の二第一項」に改め、「第八十五條の二第三項」の下に「から第五項までの規定」を加える。

第二百十三條第一項中「同條第三項」の下に「から第五項までの規定」を加える。
第二百十四條第一号イ(2)中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)後段を削る。
第二百二十二條に次の一項を加える。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項に定める運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第二百三十三條中「第三十九條の二から」を「第三十九條の二、第三十九條の二の三から」に、「第四十三條の二」を「第三十九條の二の三第一号及び第三号並びに第四十三條の二第一項」に改め、「第八十五條の二第三項」の下に「から第五項まで並びに第八十九條第二項第一号及び第三号」を加える。

第二百三十四條第一項中「同條第三項」の下に「から第五項までの規定」を加える。
第二百四十三條に次の二項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第二百四十五條に次の一項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に定める運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第四百四十七條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、条例第六十四條の契約を締結する

ときは、書面により行わなければならない。

第二百五十九條中「第三十九條の三、第三十九條の四」を「第三十九條の二の二から第三十九條の四まで」に、「第四十三條の二」を「第三十九條の二の二第一号及び第三号、第三十九條の二の三第一号及び第三号並びに第四十三條の二第一項」に改める。
第二百六十三條に次の一項を加える。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に定める運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第二百六十七條中「第三十九條の三、第三十九條の四」を「第三十九條の二の二から第三十九條の四まで」に、「第四十三條の二」を「第三十九條の二の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三十九條の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第四十三條の二第一項に改め、「同條第四項」の下に「から第六項までの規定」を、「第四百四十七條第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同條第二項中「介護居室」を「同條第三項中「介護居室」に、「及び同條第三項」を「及び同條第四項」に改める。

第二百七十條に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、虐待の防止のための措置に関する事項に定める運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第二百七十二條に次の一項を加える。

2 第三十九條の二の二の規定は、指定介護予防福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、同條第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第二百七十九條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百八十条中「第三十九條の二から」を「第三十九條の二、第三十九條の二の三から」に、「及び第二項」を「第二項及び第五項」に改め、「条例」と、「」の下に「第三十九條の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、」を、「利用」と」の下に「、同條第五項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百八十八條中「及び第二項」を「第二項及び第五項」に改め、「条例」と、「」の

下に「第三十九条の二の二第一号及び第三号並びに第三十九条の二の三第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、」を、「利用」との下に「、同条第五項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。
本則に次の一章を加える。

第十九章 雑則

(電磁的記録等)

第九十三条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、契約その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定(第三十九条の二(第五十五条、第六十三条、第七十条、第九十四条、第九十二条(第九十九条、第八十九条第三項及び第九十一条第六項において準用する場合を含む。)、第三十三(第四十条において準用する場合を含む。)、第四十七(第七条第四項(第六十七(七)において準用する場合を含む。))、第八十(第九十二(九)において準用する場合を含む。))、第八十八(八)及び第九十(九)条において準用する場合を含む。)を除く。)において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。
附則第二十四項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第百十四(一)号イ(3)の要件を満たすものについては、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第百十四(一)号イ(3)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十八号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第四章 雑則(第四十六(一)条)」に改める。

第二条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第七項を削る。

第五条第一号中「法」を「介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)」に改め、同条第五号中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条第六号中「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第七号中「第十六条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第六条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第八条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第九条第二項第二号中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同項第三号中「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項第四号中「第十六条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第十条第一項中「第九条」を「第十条」に改め、「もの（以下）の下に「この条において」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。
(虐待の防止)

第十一条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第十三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項各号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くよう努めなければならない。

第二十二条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議に入所者又はその家族が参加する場合において、当該サービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を使用して行おうとするときは、当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第二十七条の次に次の二条を加える。
(栄養管理)

第二十七条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図るとともに、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うよう努めなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十七条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図るとともに、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うよう努めなければならない。

第三十二条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条中「第十八条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条第一号イ(1)中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十人を超えないものとする」に改め、同号イ(2)中「第十八条第一項ただし書」を「第二十条第一項ただし書」に改め、同号イ(2)後段を削る。

第四十五条中「第七項並びに」を削り、「第十九条」を「第二十一条」に改める。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第四十六条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定(第十条(第四十五条において準用する場合を含む。))を除く。)において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第三項から第五項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するユニット型指定介護老人福祉施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三十九条第一号イ(2)の要件を満たすものについては、改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第三十九条第一号イ(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十九号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年山口県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第四章 雑則（第四十七条）」に改める。

第二条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項を削る。

第五条第四号中「第十四条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第五号中「第十五条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

第六条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当地な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第九条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第十条第二項第二号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同項第三号中「第十四条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同項第四号中「第十五条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

第十一条第一項中「第九条」を「第十条」に改め、「もの（以下）」の下に「この条において」を加える。

第十二条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)
第十二条の二 介護医療院は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項各号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くよう努めなければならない。

第二十三条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議に入所者又はその家族が参加する場合において、当該サービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を使用して行おうとするときは、当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十六条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図るとともに、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うよう努めなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十六条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図るとともに、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うよう努めなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条中「第十七条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第四十六条中「条例第十八条」を「条例第二十条」に改める。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第四十七条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定(第十一条(第四十六条において準用する場合を含む。))を除く。)において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第二項から第五項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、附則に次の一項を加える。

6 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室についての第七条第三号及び第四十条第二号の規定の適用については、これらの規定中「特別の浴槽」とあるのは、「設備」とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。